

四 半 期 報 告 書

(第86期第 1 四半期)

アサヒビール株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【四半期連結財務諸表】	26
2 【その他】	36
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	37

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月13日
【四半期会計期間】	第86期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
【会社名】	アサヒビール株式会社
【英訳名】	ASAHI BREWERIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻 田 伍
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	東京03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 北 川 佳 久
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【電話番号】	東京03(5608)5116
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 北 川 佳 久
【縦覧に供する場所】	アサヒビール株式会社 東海統括支社 (名古屋市中村区名駅一丁目1番4号) アサヒビール株式会社 大阪統括支社 (大阪府中央区城見一丁目3番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第86期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第85期
会計期間	自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 3 月 31 日	自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日
売上高 (百万円)	277,404	1,462,747
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△2,937	96,474
当期純利益又は四半期純損失 (△) (百万円)	△964	45,014
純資産額 (百万円)	526,234	534,627
総資産額 (百万円)	1,247,656	1,299,058
1株当たり純資産額 (円)	1,105.72	1,122.13
1株当たり当期純利益 又は四半期純損失 (△) (円)	△2.08	96.31
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	96.14
自己資本比率 (%)	41.2	40.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△27,669	106,094
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,977	△58,235
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	53,693	△46,365
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	20,322	12,697
従業員数 (名)	15,984	16,357

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、第86期第1四半期は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	15,984 (4,729)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 臨時従業員数は（ ）内に期中平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	3,689
---------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。なお、上記に含まれる提出会社への出向者数は、219名であります。
2 上記の他に関係会社等への出向者520名、嘱託154名が在籍しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	数量又は金額	単位
酒類事業	585,497	KL
飲料事業	61,385	百万円
食品・薬品事業	21,770	百万円
その他事業	98	百万円

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 酒類事業の生産数量及び飲料事業、食品・薬品事業の生産高には、外部への製造委託を含めております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社では受注生産はほとんど行っておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額
酒類事業	179,633 百万円
飲料事業	63,106 百万円
食品・薬品事業	20,838 百万円
その他事業	13,826 百万円
合計	277,404 百万円

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)
国分(株)	29,158	10.5

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績

当第1四半期（平成21年1月1日～3月31日）におけるわが国経済は、世界的な金融危機を背景に企業収益が落ち込み、雇用環境も悪化するなど、前期に引き続き厳しい環境が続いております。酒類業界におきましては、前期に実施したビール類の生産者価格改定の影響などにより、新ジャンルは伸長したものの、ビール、発泡酒がともに減少したため、ビール類全体の課税出荷数量は前年同期比3.6%減となりました。

このような状況の下、当第1四半期の売上高は277,404百万円（前年同期比4.8%減）となりました。また、利益につきましては、営業損益は4,940百万円の損失（前年同期比8,378百万円減）、経常損益は2,937百万円の損失（前年同期比7,721百万円減）、四半期純損益は964百万円の損失（前年同期比3,561百万円減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りです。

酒類事業

酒類事業につきましては、商品開発力の強化によるブランド構築や、経済環境の変化に左右されない収益基盤の更なる強化に取り組みました。

（ビール・発泡酒・新ジャンル）

ビールについては、旗艦ブランドの『アサヒスーパードライ』のブランド育成に注力し、店頭での鮮度向上活動や飲食店における「うまい！樽生活動」に継続的に取り組みました。また、家庭での飲用シーンを盛り上げることを目的としたキャンペーン“「うまい！をカタチに！」プロジェクト”の実施など、ブランド価値をさらに高めるための情報発信や販売促進活動を展開しました。

発泡酒については、『アサヒスタイルフリー』の飲用機会向上を目的とした店頭サンプリングやキャンペーンを実施するなど、“糖質オフ”・“糖質ゼロ※1”カテゴリーNO.1に向けた取り組みを強化しました。また、3月に『アサヒクールドラフト』を新発売するなど市場の活性化にも取り組みました。

新ジャンルについては、『クリアアサヒ』の大規模なサンプリング活動を実施するなど、カテゴリーNO.1に向けた販売促進活動を展開しました。また、お客様の価値観の多様化に応えるべく、2月にプリン体85%オフ※2、糖質70%オフ※2を実現した『アサヒオフ』を新発売するなど新たな市場の創出にも挑戦しました。

以上の結果、新ジャンルの出荷数量は前年を上回りましたが、ビールと発泡酒の出荷数量は市場全体の低迷などにより前年を下回り、ビール類トータルでは前年同期比6.7%減となりました。

※1 栄養表示基準に基づき、糖質0.5g（100ml当たり）未満を糖質0（ゼロ）としています。

※2 いずれも発泡酒をベースとした当社「リキュール（発泡性）①」比

（焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワイン）

焼酎・低アルコール飲料・洋酒・ワインの各カテゴリーについては、これまで進めてきたブランドの育成・強化と共に、収益性の向上に引き続き取り組み、安全、高品質の商品供給体制構築と、安心を提供するブランド基盤の確立に努め、市場における存在感をさらに高める活動を展開しました。

焼酎カテゴリーにおいては、『かのか』の消費者キャンペーンを実施するなど販売促進活動を強化しました。また、昨年9月に休売した『芋かのか』『さつま司』を3月に販売を再開するなど、ブランド構築

に取り組みましたが、焼酎トータルの売上高は前年同期比11.0%減となりました。

低アルコール飲料カテゴリーにおいては、カロリー最少級※3の缶チューハイ『Slat（すらっと）』を2月に発売するなど、新たな市場の創出に挑戦しました。しかしながら、基幹ブランドの販売が低調であったことなどにより、低アルコール飲料トータルの売上高は前年同期比5.8%減となりました。

洋酒カテゴリーにおいては、3月に『スーパーニッカ』をリニューアル発売し、また、『ブラックニッカクリアブレンド』が一昨年のリニューアル以降21ヶ月連続で前年を上回る販売数量を達成するなど、国産ウイスキーの販売は好調に推移しました。しかしながら、輸入ウイスキーの商品ポートフォリオの見直しなどにより、洋酒トータルの売上高は前年同期比9.5%減となりました。

ワインカテゴリーにおいては、国産ワインの基幹ブランドである『酸化防止剤無添加有機ワイン』をリニューアルし、ブランドの強化を図りました。また輸入ワインでは、『バロン・フィリップ・ロゼ・ド・ムートン・カデ』を発売するなど、引き続き基幹ブランドの育成を図りましたが、市場環境の悪化や商品ポートフォリオの見直しなどにより、ワイントータルの売上高は前年同期比12.5%減となりました。

※3 現在発売されている缶チューハイ市場において（平成21年2月現在）

（国際酒類事業）

国際酒類事業につきましては、中国における戦略的なパートナーシップの構築に向け、「青島啤酒股份有限公司」の一部株式を取得することを合意しました。また、昨年11月に「青島啤酒股份有限公司」と資本・業務提携を締結した「煙台啤酒青島朝日有限公司」は、合併事業が正式に移動開始するなど、収益性向上を目指した取り組みを強化しました。

以上の結果により、酒類事業の売上高は、前年同期比6.6%減の179,633百万円となりました。また、営業損益は、主に製造設備の耐用年数の変更などの制度変更による費用の増加などにより、前年同期に比べ8,566百万円減少し、1,644百万円の損失となりました。

飲料事業

（国内飲料事業）

国内飲料事業につきましては、「アサヒ飲料㈱」が、『ワンダ』『三ツ矢サイダー』『十六茶』の基幹ブランド及び「緑茶」、「健康」、「水」カテゴリーにマーケティング投資を集中し、継続的なブランド強化・育成を推進しています。特に、『ワンダ』は「ゼロマックス」や「金の微糖」の販売好調が寄与したことにより前年同期比2桁増を維持し、『三ツ矢サイダー』の販売数量も好調に推移しました。また「緑茶」カテゴリーでは、4年ぶりに新ブランド「いぶき」を2月に発売し積極的な販売促進活動を展開しました。この結果、同社の売上数量は、前年同期比1.0%増となりました。

（国際飲料事業）

国際飲料事業につきましては、中国の「康師傅飲品控股有限公司」の販売が、引き続き好調に推移したことや、韓国の「ヘテ飲料㈱」における収益構造の改革などに取り組むことにより、既存事業の基盤強化を図ることができました。また、オセアニア地域での事業基盤を確立するため、キャドバリー・グループが所有するオーストラリア飲料事業の買収に関する最終契約の締結に向けた交渉を進めました。

以上の結果、飲料事業の売上高は、前年に比べ円高に推移したことによる為替の影響などがあり、前年同期比3.9%減の63,106百万円となりました。営業損益は、前年同期に比べ687百万円改善し、2,591百万円の損失となりました。

食品・薬品事業

食品・薬品事業につきましては、「アサヒフードアンドヘルスケア(株)」においてミント系錠菓『ミンティア』や医薬部外品『エビオス』等の主要商品が前年同期比2桁増を達成したのに加え、バランス栄養食品『1本満足バー』、カップスープ類の商品も大幅増となったことにより、前期に引き続き好調に推移いたしました。

また、「和光堂(株)」においては、主力のベビーフードでレトルトパウチ食品『グーグーキッチン』が、育児用粉乳で『はいはい』『ぐんぐん』などが好調に推移し、売上を順調に拡大することができました。

以上の結果、食品・薬品事業の売上高は、既存2社の増収に加え、昨年下半年に新規連結した「天野実業(株)」が上乗せとなり、前年同期比33.5%増の20,838百万円となりました。営業損益は、広告宣伝費の積極的な投資などにより、前年同期に比べ、334百万円減少の347百万円の損失となりました。

その他事業

その他事業におきましては、主に前年に実施した卸事業の再編により、売上高は前年同期比22.5%減の13,826百万円となりました。営業損益は前年同期比70百万円減の420百万円の損失となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期末の総資産は、前期末に比べて51,402百万円減少しております。これは、主として当社の売上高が季節により大きく変動することによるもので、第1四半期の売上高規模は最も小さいため、売上債権が最も多い期末に比べ大幅に減少することによるものです。（なお、売上債権の前年3月末との比較では0.6%増程度の差であり、異常値ではありません。）

負債は、前期末に比べて43,009百万円減少しております。これも、主に季節要因にかかるもので、第1四半期の売上高規模により未払酒税や買掛金などが期末に比べ大きく減少することや法人税の支払による未払金（財務諸表の表示は「流動負債その他」）の減少などによるものです。なお、上記の通り第1四半期は、支出超過傾向となるため、金融債務（短期借入金、1年内償還予定の社債、コマーシャルペーパー、社債、長期借入金の合計）は期末に比べ増加する傾向にあります。

純資産は、前期末に比べ8,393百万円減少しております。これは、配当金支出や四半期純損失計上により利益剰余金が減少したことや株式市況の悪化に伴うその他有価証券評価差額金の減少などによるものです。この結果、自己資本比率は、前期末の40.2%から41.2%に増加しました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期末における現金及び現金同等物の残高は20,322百万円となり、前期末に比べて7,624百万円増加しております。

営業活動によるキャッシュ・フローは27,669百万円の支出となりました。これは、主に第1四半期は売上高が最も少ない時期で事業収入が少ない一方で、売上規模の大きい期末に計上した未払酒税など債務の支払や法人税の支払など支出項目が多いという季節的な要因によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得や投資有価証券の取得などの支出を行い、18,977百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、53,693百万円の収入となりました。これは、主に配当金の支出

や営業活動及び投資活動の支出資金を短期借入金などで調達したことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次の通りであります。

① 基本方針の内容

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者とは、当社グループの企業価値の源泉である“魅力ある商品づくり”、“品質・ものづくりへのこだわり”、“お客様へ感動をお届けする活動”や有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えています。

当社グループは、「最高の品質と心のこもった行動を通じて、お客様の満足を追求し、世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことをグループ共通の経営理念に掲げ、ビールを中心とした酒類事業を始めとして、飲料事業、食品・薬品事業を中核事業と位置付け、展開しています。

このような経営理念に基づき、お客様のニーズを先取りした“魅力ある商品づくり”、ビールの鮮度活動に代表される生産・物流・営業など全社全部門が連携して取組む“品質・ものづくりへのこだわり”、及びそうした商品・サービスを通じて“お客様へ感動をお届けする活動”により、グループ全体の成長と企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付に対し、それを抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための取組みとして次の施策を行っており、これらは上記①の基本方針の実現に資するものと考えています。

(i) グループ中期経営計画

平成19年に策定した「第3次グループ中期経営計画」では、強化するエリアや企業価値向上のための考え方をより明確にした「グループ長期ビジョン」を定め、「『食と健康』を事業ドメインとして、アジア地域を中心に、お客様へ生涯を通じた喜びと感動を提供し続けることにより、成長性溢れるリーディングカンパニーを目指す」ことを掲げております。

この長期ビジョンの達成に向けて、“ものづくり”における競争力強化を原点に、アサヒブランドの価値向上とグループ内の多角ブランドとの自律的連携やシナジーを創出することで、新たな成長軌道を確立し、グループ全体でコーポレートブランド価値の向上に取り組んでおります。

(ii) コーポレートガバナンス

当社においては、平成12年3月30日に執行役員制度を導入したことにより、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における監督機能の強化に努めてまいりました。これに加え、社外役員の選任や、取締役会の下部組織であり社外取締役も委員となっている「指名委員会」及び「報酬委員会」の設置により、社外役員によるチェックが機能し易い体制となっております。

なお、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年3月27日開催の第83回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に変更しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み＜買収防衛策＞

当社は、平成19年3月27日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）を導入しました。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」という。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」という。）に対し、(i)事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii)株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

本プランは、以下のイ．又はロ．に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

イ．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

ロ．当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、

直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。本新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

本プランの有効期間は、平成19年3月27日開催の第83回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）。

④ 上記③の買収防衛策に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(i) 株主意思を重視するものであること

イ. 本プランは、平成19年3月27日開催の第83回定時株主総会において承認されたこと。

ロ. 有効期間が、上記定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに限定されていること。

ハ. 取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映させることが可能であること。

(ii) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しました。独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役、又は当社が独立委員会規則に定める要件

を満たす有識者のいずれかに該当する者から当社取締役会が選任した者で構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が上記規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(iii) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、2,128百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充についての重要な変更は、次のとおりであります。

新設

茨城工場における、酒類製造設備、清涼飲料製造設備の新設及び物流設備の増強する計画においては、完了予定日を平成21年5月から平成22年3月に延期しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,305,309
計	972,305,309

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	483,585,862	483,585,862	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	483,585,862	483,585,862	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの、新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の行使を含む。）による株式の発行数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2023年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月29日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成21年3月31日）
新株予約権の数	35,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	16,611,295株 ※1
新株予約権の行使時の払込金額	2,107円 ※2
新株予約権の行使期間	平成20年6月12日から 平成35年5月12日まで ※3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,107円 資本組入額 1,054円 ※4
新株予約権の行使の条件	平成23年5月29日までは、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし ※5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※6
新株予約権付社債の残高	35,165百万円

※ 1 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を※2記載の新株予約権の行使時の払込金額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

※ 2 ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

②新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、2,107円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

※ 3 ①当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年5月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知の翌日から取得日までの間又は取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

- ※ 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ※ 5 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ※ 6 ①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- （イ）新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する新株予約権付社債に係る新株予約権の数と同一の数とする。
- （ロ）新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- （ハ）新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。
- なお、転換価額は※2②と同様の調整に服する。
- （i）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- （ii）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- （ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- （ホ）新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- （ヘ）その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- （ト）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- （チ）組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- （リ）その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成20年5月29日発行）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	35,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	17,073,170株 ※7
新株予約権の行使時の払込金額	2,050円 ※8
新株予約権の行使期間	平成20年6月12日から 平成40年5月12日まで ※9
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,050円 資本組入額 1,025円 ※10
新株予約権の行使の条件	平成26年5月29日までは、新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の125%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日までの期間において、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし ※11
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※12
新株予約権付社債の残高	35,000百万円

※7 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を※8記載の新株予約権の行使時の払込金額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

※8 ①各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

②新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、2,050円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- ※ 9 ①当社の選択による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028年5月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項の定めに従い、取得通知の翌日から取得日までの間又は取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。
- また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
- ※ 10 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- ※ 11 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ※ 12 ①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- ②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- （イ）新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する新株予約権付社債に係る新株予約権の数と同一の数とする。
- （ロ）新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- （ハ）新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（i）又は（ii）に従う。なお、転換価額は※8②と同様の調整に服する。
- （i）合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- （ii）上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に新株予約権を行使した場合に新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- （ニ）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- （ホ）新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- （ヘ）その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ト) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

(リ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③当社は、上記①の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成18年3月30日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	6,200個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	620,000株 ※1 3
新株予約権の行使時の払込金額	1,688円 ※1 4
新株予約権の行使期間	平成20年3月30日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,688円 資本組入額 844円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※1 3 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

但し、※1 4の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

なお、調整前行使価額は、※1 4に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数＝調整前株式数×調整前行使価額／調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※1 4 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、※1 3において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額

調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

- ④ 平成13年改訂旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成17年3月30日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	5,980個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	598,000株 ※15
新株予約権の行使時の払込金額	1,374円 ※16
新株予約権の行使期間	平成19年3月30日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,374円 資本組入額 687円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ※15 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

但し、※16の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

なお、調整前行使価額は、※16に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

調整後株式数＝調整前株式数×調整前行使価額／調整後行使価額

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ※16 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、※15において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

- ⑤ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成16年3月30日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	5,364個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	536,400株 ※17
新株予約権の行使時の払込金額	1,205円 ※18
新株予約権の行使期間	平成18年3月30日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,205円 資本組入額 603円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※17 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

※18 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は含まない。)するときは、次の計算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

- ⑥ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成15年3月28日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数	166個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	166,000株 ※19
新株予約権の行使時の払込金額	830円 ※20
新株予約権の行使期間	平成17年3月28日から 平成25年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 830円 資本組入額 830円
新株予約権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※19 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

※20 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合は含まない。)するときは、次の計算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

⑦ 旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの新株引受権の内容は次のとおりであります。
株主総会の特別決議(平成14年3月28日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株引受権の数	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株引受権の目的となる株式の数	403,300株
新株引受権の行使時の払込金額	1,090円
新株引受権の行使期間	平成17年1月1日から 平成24年3月27日まで
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,090円 資本組入額1,090円
新株引受権の行使の条件	退任後の権利行使可能 権利の相続は可能 特別な理由により解任の場合は権利消滅
新株引受権の譲渡に関する事項	譲渡、質入の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	—

(注) 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受証券による権利行使の場合は含まない。)するときは、次の計算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	—	483,585	—	182,531	—	130,292

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 18,762,100	—	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
	(相互保有株式) 9,400	—	同上
完全議決権株式(その他)	463,960,300	4,639,603	同上
単元未満株式	854,062	—	—
発行済株式総数	483,585,862	—	—
総株主の議決権	—	4,639,603	—

- (注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式63株及び相互保有株式(今泉酒類販売株式会社)2株が含まれております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,800株(議決権の数28個)含まれております。
- 3 「完全議決権株式(自己株式等)」「完全議決権株式(その他)」「単元未満株式」は、全て普通株式であります。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 一丁目23番1号	18,762,100	—	18,762,100	3.88
(相互保有株式) 今泉酒類販売株式会社	福岡県粕屋郡粕屋町 大字仲原1771番地の1	9,400	—	9,400	0.00
計	—	18,771,500	—	18,771,500	3.88

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1 月	2 月	3 月
最高(円)	1, 580	1, 434	1, 277
最低(円)	1, 285	1, 168	1, 101

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場です。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)の四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,319	12,771
受取手形及び売掛金	195,135	265,048
有価証券	2,261	301
商品及び製品	71,655	66,264
原材料及び貯蔵品	31,863	30,774
繰延税金資産	9,078	9,009
その他	38,614	34,218
貸倒引当金	△5,420	△6,044
流動資産合計	362,508	412,344
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	415,610	413,983
減価償却累計額	△221,166	△217,921
建物及び構築物（純額）	194,444	196,061
機械装置及び運搬具	527,228	521,651
減価償却累計額	△356,009	△347,613
機械装置及び運搬具（純額）	171,218	174,038
その他	112,803	112,343
減価償却累計額	△67,568	△66,944
その他（純額）	45,235	45,398
土地	179,594	185,201
建設仮勘定	6,009	6,090
有形固定資産合計	596,500	606,791
無形固定資産		
のれん	60,566	60,675
その他	16,268	15,696
無形固定資産合計	76,834	76,371
投資その他の資産		
投資有価証券	150,430	142,731
繰延税金資産	26,126	24,212
その他	41,915	43,253
貸倒引当金	△6,659	△6,645
投資その他の資産合計	211,812	203,551
固定資産合計	885,148	886,714
資産合計	1,247,656	1,299,058

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	78,637	99,674
短期借入金	100,504	95,556
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払酒税	82,907	128,379
未払法人税等	878	22,653
預り金	20,822	22,863
コマーシャル・ペーパー	62,000	7,000
賞与引当金	6,812	2,715
その他	104,956	117,218
流動負債合計	477,520	516,061
固定負債		
社債	120,165	120,168
長期借入金	57,368	59,535
退職給付引当金	23,475	23,515
役員退職慰労引当金	543	633
繰延税金負債	4,857	6,112
その他	37,491	38,404
固定負債合計	243,901	248,369
負債合計	721,421	764,430
純資産の部		
株主資本		
資本金	182,531	182,531
資本剰余金	151,140	151,147
利益剰余金	208,180	214,189
自己株式	△29,566	△29,579
株主資本合計	512,285	518,288
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,764	1,111
再評価剰余金	—	1,751
繰延ヘッジ損益	1,041	△3
為替換算調整勘定	2,407	446
評価・換算差額等合計	1,684	3,305
少数株主持分	12,264	13,033
純資産合計	526,234	534,627
負債純資産合計	1,247,656	1,299,058

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	277,404
売上原価	184,373
売上総利益	93,031
販売費及び一般管理費	※1 97,972
営業損失(△)	△4,940
営業外収益	
受取利息	53
受取配当金	38
持分法による投資利益	2,506
その他	1,381
営業外収益合計	3,979
営業外費用	
支払利息	1,035
その他	939
営業外費用合計	1,975
経常損失(△)	△2,937
特別利益	
固定資産売却益	12
投資有価証券売却益	0
関係会社株式売却益	94
貸倒引当金戻入額	1,024
特別利益合計	1,131
特別損失	
固定資産除売却損	146
投資有価証券売却損	0
投資有価証券評価損	168
特別損失合計	315
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,120
法人税等	※2 △274
少数株主損失(△)	△881
四半期純損失(△)	△964

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△2,120
減価償却費	13,490
のれん償却額	935
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	83
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△678
受取利息及び受取配当金	△91
支払利息	1,035
持分法による投資損益 (△は益)	△2,506
投資有価証券評価損益 (△は益)	168
固定資産売却損益 (△は益)	134
売上債権の増減額 (△は増加)	69,983
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△6,162
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,874
未払酒税の増減額 (△は減少)	△45,476
その他	△11,471
小計	△4,550
利息及び配当金の受取額	68
利息の支払額	△554
法人税等の支払額	△22,632
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,669
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,174
無形固定資産の取得による支出	△1,764
投資有価証券の取得による支出	△7,922
子会社株式の売却による収入	141
貸付けによる支出	△1,367
貸付金の回収による収入	521
その他	△1,412
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,977
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	57,323
長期借入れによる収入	2,648
長期借入金の返済による支出	△2,807
自己株式の取得による支出	△13
配当金の支払額	△4,880
少数株主からの払込みによる収入	542
その他	881
財務活動によるキャッシュ・フロー	53,693
現金及び現金同等物に係る換算差額	102

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年3月31日)

現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	7,148
現金及び現金同等物の期首残高	12,697
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	475
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 20,322

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲の変更	(1) 連結範囲の変更 当第1四半期連結会計期間から、Asahi Holdings (Australia) Pty Ltdについては新たに設立したため、山東朝日緑源農業高新技術有限公司及び山東朝日緑源乳業有限公司については重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社数 53社
2 持分法適用の範囲の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間から、三商朝日股份有限公司を重要性が増したため、持分法の適用の範囲に含めております。 (2) 変更後の持分法適用会社数 非連結子会社1社、関連会社30社
3 会計処理の原則及び手続の変更	(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 棚卸資産の評価基準及び評価方法について、商品、製品及び半製品については、主として総平均法による原価法、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法による原価法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、それぞれ主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益が1,055百万円減少し、営業損失が441百万円、経常損失が19百万円及び税金等調整前四半期純損失が19百万円それぞれ増加しております。 なお、事業の種類別セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これに伴う経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一部の連結子会社は、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
3 棚卸資産の評価方法	当社及び一部の連結子会社は、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1 税金費用の計算	税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1 有形固定資産の耐用年数の変更	当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当第1四半期連結会計期間より、有形固定資産の耐用年数を変更しております。 この結果、従来の方によった場合に比べ、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ1,541百万円増加しております。 なお、事業の種類別セグメントに与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)			前連結会計年度末 (平成20年12月31日)		
偶発債務 保証債務 銀行借入に対する保証債務等			偶発債務 保証債務 銀行借入に対する保証債務等		
被保証者	保証金額 (百万円)	摘要	被保証者	保証金額 (百万円)	摘要
康師傅飲品控股有限公司	1,362	銀行借入	康師傅飲品控股有限公司	1,382	銀行借入
従業員	331	銀行借入	従業員	366	銀行借入
その他4件	365	銀行借入	その他3件	287	銀行借入
合計	2,058		合計	2,036	

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)		
※1	販売費及び一般管理費の内訳		
	販売奨励金及び手数料	31,536	百万円
	広告宣伝費	15,748	〃
	運搬費	7,413	〃
	従業員給与・手当・賞与	14,583	〃
	退職給付費用	1,625	〃
	減価償却費	2,047	〃
	のれん償却費	935	〃
※2	法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。		
3	季節要因による影響について 当グループの業績は、主要な事業である酒類、飲料事業の需要が特に夏季に集中するため、季節変動があります。特に第1四半期は、需要が通期で最も少ない時期であります。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
※	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 19,319百万円 預金期間が3ヶ月超の定期預金 △1,259 〃 有価証券 2,261 〃 現金及び現金同等物 20,322百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年3月31日)
普通株式(株)	483,585,862

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年3月31日)
普通株式(株)	18,755,811

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,880	10.50	平成20年12月31日	平成21年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計年度の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

摘要							
	酒類 (百万円)	飲料 (百万円)	食品・薬品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	179,633	63,106	20,838	13,826	277,404	—	277,404
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	3,695	274	492	11,238	15,701	(15,701)	—
計	183,328	63,381	21,330	25,065	293,105	(15,701)	277,404
営業費用	184,972	65,972	21,678	25,485	298,109	(15,764)	282,345
営業損失(△)	△1,644	△2,591	△347	△420	△5,004	63	△4,940

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質により区分しております。

2. 各事業の主な製品 (1)酒 類……………ビール、発泡酒、焼酎、ウイスキー他
(2)飲 料……………清涼飲料他
(3)食品・薬品……………食品事業、薬品事業
(4)そ の 他……………不動産事業、外食事業、卸事業、物流事業他

3. 当第1四半期連結累計期間における営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額はありません。

4. 会計処理の原則・手続、表示方法の変更

「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載の通り、棚卸資産の評価基準及び評価方法について、商品、製品及び半製品については、主として総平均法による原価法、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法による原価法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、それぞれ主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、主として移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して営業損失が酒類事業で137百万円、飲料事業で233百万円、食品・薬品事業で69百万円及びその他事業で0百万円それぞれ増加しております。

5. 追加情報

有形固定資産の耐用年数の変更

「追加情報」に記載の通り、当社及び国内連結子会社は、平成20年の法人税改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当第1四半期連結会計期間より有形固定資産の耐用年数を変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して営業損失が酒類事業で1,560百万円及び飲料事業で4百万円それぞれ増加し、食品・薬品事業で22百万円及びその他事業で0百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメントの情報を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 1,105.72 円	1株当たり純資産額 1,122.13 円

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純損失	△2.08 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	— 円

(注) 1. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	△964
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	△964
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	464,833

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5 月13日

アサヒビール株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 酒 井 弘 行 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長 崎 康 行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアサヒビール株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アサヒビール株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月13日
【会社名】	アサヒビール株式会社
【英訳名】	ASAHI BREWERIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻 田 伍
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員財務部長 北 川 佳 久
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
【縦覧に供する場所】	アサヒビール株式会社 東海統括支社 (名古屋市中村区名駅一丁目1番4号) アサヒビール株式会社 大阪統括支社 (大阪市中央区城見一丁目3番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長荻田伍及び当社最高財務責任者北川佳久は、当社の第86期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。